



事務連絡  
令和3年5月10日

各 都道府県  
政令指定都市 衛生主管部（局）薬務主管課 御中  
保健所設置市

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医薬品等の容器等に記載された符号を読み取ることで注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧するスマートフォン等のアプリケーションについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号、以下「薬機法」という。）の改正により措置されることとなった添付文書の電子化の運用が本年8月1日から開始されます。

この制度改正により、医療用医薬品、医療機器（主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器を除く。）及び再生医療等製品の使用及び取扱い上の必要な注意等の事項（以下「注意事項等情報」という。）について、従来の紙媒体に代えて、電子的な方法での情報提供が基本となります。

注意事項等情報の閲覧に当たっては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）のホームページ上において検索することも可能ですが、医薬品等の容器等に記載された符号（GS1バーコード）をスマートフォン等のアプリケーション（以下「アプリ」という。）で読み取ることで、簡便に最新の注意事項等情報を閲覧することができます。

利用可能なアプリの1つとして、（一財）流通システム開発センター（GS1 Japan）、日本製薬団体連合会、及び（一社）日本医療機器産業連合会が共同で開発したアプリ「添文ナビ」が本年4月1日から無償で提供されています。

添文ナビは、Apple 及び Google の各公式ストアにおいて、ダウンロードできます。

添文ナビの概要は別紙及び下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の医療機関（診療所、歯科診療所を含む。）、薬局及び関係団体に周知方お願いいたします。

添文ナビの提供・普及に当たっては、分かりやすいリーフレットや解説動画が作成・提供される予定です。また、関連情報を機構のホームページに掲載するなど、現場の医薬関係者の方に簡便に添文ナビをご利用いただけるよう、産業界とも連携して取り組んでまいります。

## 記

### 1. アプリの名称について

(一財) 流通システム開発センター (GS 1 Japan)、日本製薬団体連合会及び(一社) 日本医療機器産業連合会が共同で開発したアプリの名称は、「添文ナビ」です。

### 2. 添文ナビの利用について

添文ナビの利用に当たっては、以下の URL から確認することができる「添文ナビ 利用規約」の内容を必ず確認し、当該利用規約の全ての内容に同意いただく必要があります。

[https://www.dsri.jp/standard/healthcare/tenbunnavi/pdf/TenbunNabi\\_kiyaku.pdf](https://www.dsri.jp/standard/healthcare/tenbunnavi/pdf/TenbunNabi_kiyaku.pdf)

### 3. 添文ナビのダウンロードについて

Apple 及び Google の各公式ストアよりダウンロードできます。

iOS 版



Android 版



医薬関係者の皆さまへ

# 「電子化された添付文書」 のご案内

常に最新の  
電子化された添付文書を  
ご覧いただけます



医薬品リスク管理計画  
(RMP)などの関連文書も  
ご覧いただけます

薬機法<sup>\*</sup>の改正により、2021年8月1日から医療用医薬品の添付文書は「電子化された添付文書」での閲覧が基本となります。専用のアプリケーション(アプリ)で外箱のGS1バーコードを読み取ることで、スマートフォンやタブレット端末でPMDAホームページ上の最新の電子化された添付文書や関連情報をいつでもご覧いただけるようになります。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

監修：厚生労働省 制作：日本製薬団体連合会安全性委員会



# 電子化された添付文書を 閲覧するには

\\ STEP //

## 1 専用アプリをダウンロードする

専用アプリ「添文ナビ」を、  
ダウンロードしてください。(無料)



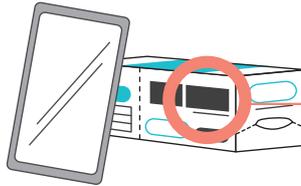
ダウンロードはこちらから



\\ STEP //

## 2 外箱のGS1バーコードを読み取る

専用アプリを起動し、  
医薬品の外箱に印刷されている  
GS1バーコードを読み取ってください。



外箱のGS1バーコードは  
このような形状です



※インストール後、最初の起動時に利用規約に同意いただく必要があります。

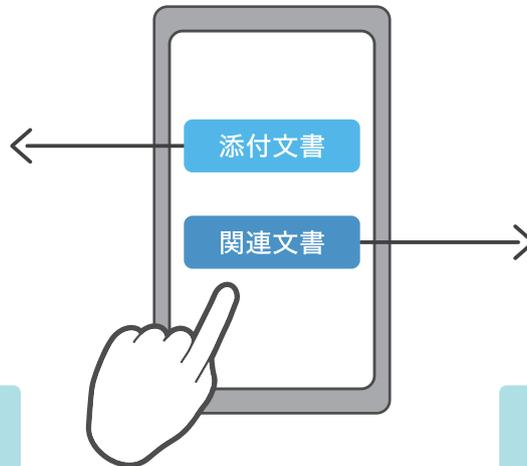
\\ STEP //

## 3 閲覧したい情報を選ぶ

閲覧する文書を選択する画面が表示されるので、任意のボタンを選択してください。



PMDAホームページ上の  
最新の電子化された  
添付文書を表示



一般名	●●●
販売名	●●●錠10mg/●●●錠20mg
製造販売業者等	▲▲▲製薬株式会社
添付文書	PDF HTML
患者向医薬品ガイド	G ●●●錠10mg/●●●錠20mg
インタビューフォーム	F ●●●錠10mg/●●●錠20mg
医薬品リスク管理計画 (RMP)	○
RMP 資料	医療従事者向け ●●●の適正使用ガイド
	患者向け ●●●を使用の方へ ●●●カード
改訂指示反映履歴 および根拠症例	20XX年X月X日薬生安規XXXX第X号 別紙X(根拠症例) 20XX年X月X日薬生安規XXXX第X号 別紙X(根拠症例)
審査報告書/用薬告知書/ 新薬完用添付ガイドライン等	審査報告書(20XX年X月X日)

PMDAホームページ上の  
各種関連文書へのリンクを表示  
(医療用医薬品の場合の例)

これまでどおり、PMDAの医療用医薬品情報検索サイトからも閲覧いただけます。→ <https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>  
紙媒体の添付文書情報が必要な場合は、各社の医薬情報担当者や情報提供窓口から提供させていただきます。

電子添文をさらに活用



# 医薬品の安全性情報を タイムリーに確認するには

## 「PMDAメディナビ」でメール通知を受け取る

PMDAが提供する無料のメールサービス「PMDAメディナビ」に登録すると、緊急安全性情報や使用上の注意の改訂指示通知、新薬の承認情報などをいち早く入手することができます。

＼ こんな情報が届きます！ /

- ・緊急安全性情報(イエローレター)
- ・安全性速報(ブルーレター)
- ・使用上の注意の改訂指示通知
- ・DSU(医薬品安全対策情報)
- ・回収情報(クラスI、クラスII)
- ・医薬品リスク管理計画(RMP) など

 **メディナビ**



詳しくは

PMDAメディナビ

検索

スマートフォンからでも登録できます

「新規登録」ボタンをクリックしてメールアドレス等の情報を入力し、確認用メールのリンクにアクセスすれば、登録完了です。

## PMDAホームページの安全性情報提供サービスを利用する

### マイ医薬品集作成サービス

必要な医薬品を登録すると、電子化された添付文書、インタビューフォーム、患者向医薬品ガイド等が一覧表示されます。登録医薬品の更新情報をメールでお知らせする機能や、注意事項等情報の新旧表示機能もあります。PMDAメディナビ登録者のみご利用いただけます。

医療用医薬品添付文書一括ダウンロードサービス

「マイ医薬品集作成サービス」作成画面サンプル(登録医薬品一覧)

NEW

### 医療用医薬品添付文書一括ダウンロードサービス

医療用医薬品の電子化された添付文書が一括でダウンロードできます。すべての医薬品やマイ医薬品集に登録済み医薬品のみなど、ダウンロードする添付文書を選択できます。「マイ医薬品集作成サービス」にログイン後ご利用いただけます。災害時等、インターネット環境に接続できない場合に備え、定期的なダウンロードをお願いします。

### DSU(医薬品安全対策情報)(日本製薬団体連合会発行)

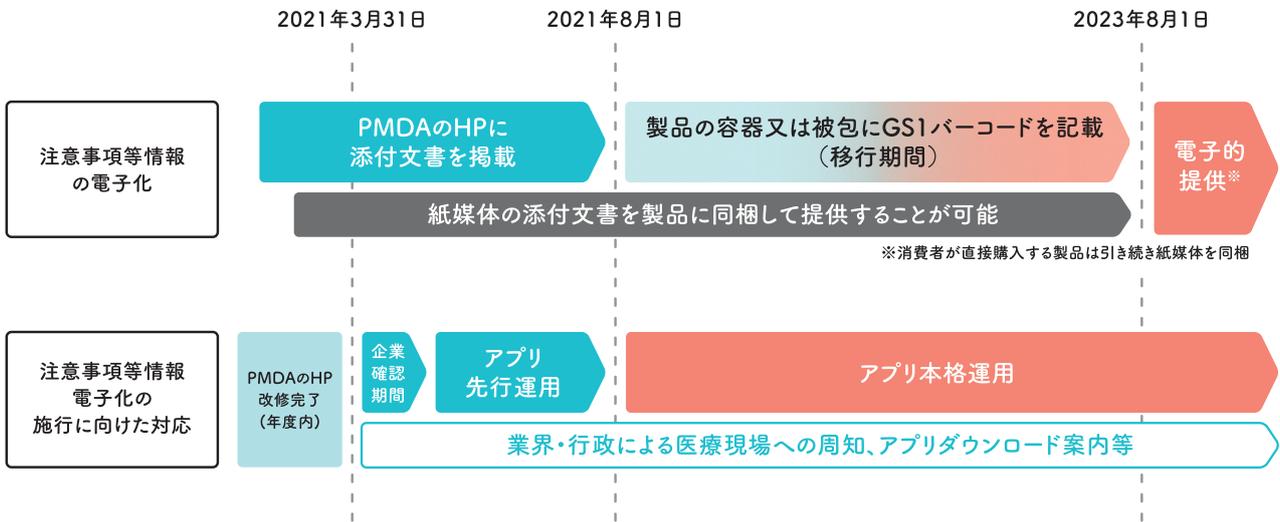
医薬品を使う上での新たな注意事項について、製薬業界が取りまとめた文書です。年10回発行しており、ウェブ上でまとめて確認できます。





# 今後のスケジュール

2021年8月1日から2023年7月31日までの期間に順次、製品への添付文書の同梱は終了する予定です。



## 参考資料

### ●医薬品等の注意事項等情報の提供について<抜粋>

<https://www.pmda.go.jp/files/000239067.pdf>

#### 第2 容器等への符号等の記載(法第52条第1項等)

##### 1 容器等への符号等の記載(法第52条第1項等)

公表対象医薬品等は、法第52条第1項、第63条の2第1項及び第65条の3の規定に基づき、原則、その容器等に、情報通信の技術を利用する方法により注意事項等情報を入力するために必要な符号が記載されてなければならない。

##### (1)対象となる医薬品等(公表対象医薬品等)

容器等への符号の記載が必要となる公表対象医薬品等は、以下に掲げるものとする。

ア 要指導医薬品、一般用医薬品(体外診断用医薬品を含む。)、薬局製造販売医薬品以外の医薬品<中略>

##### (2)情報通信の技術を利用する方法

容器等に記載された符号を介して、機構のホームページを閲覧する方法とする。<中略>

##### (3)符号

注意事項等情報を入力するために必要な符号は、注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧するために必要なバーコード又は二次元コードとする。<中略>

##### (4)符号から電子化された添付文書を閲覧できるようにするために必要な情報の登録

公表対象医薬品等の製造販売業者は、公表対象医薬品等の容器等に記載された符号から、情報通信の技術を利用する方法により注意事項等情報を入力することができるよう、商品コードと添付文書番号(機構のホームページ掲載作業時に電子化された添付文書に振られる固有の番号)の紐付け情報を機構の製造販売業者向けサイトにある安全性情報掲載システムに登録しなければならない。<中略>

##### (5)符号を記載しなければならない容器等

注意事項等情報を入力するために必要な符号を記載しなければならない容器等は、販売包装単位(通常、卸売販売業者等から医療機関等に販売される最小の包装単位(最小販売単位)をいう。)とする。

### ●「医薬品等の注意事項等情報の提供について」に関する質疑応答集(Q&A)について

<https://www.pmda.go.jp/files/000239068.pdf>

### ●医薬品・医療機器等安全性情報No.381

<https://www.pmda.go.jp/files/000239746.pdf>

### ●添付文書の電子化について

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0003.html>